

Topics

中国税務最新動向

中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 王銳 著
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

★《〈増価税ゼロ税率適用課税サービスの税還付（免税）に関する管理弁法〉の補足公告》の解説（国家税務総局公告、2015年第80号、2015年12月14日発布）

国务院のサービス貿易輸出推進の決定が徹底できるように、財政部、税務総局が《財政部、国家税務総局の映画等のサービス輸出の増価税ゼロ税率適用政策の通知》（財税〔2015〕118号）にもとづき、《増価税ゼロ税率適用課税サービスの税還付（免税）に関する管理弁法》（国家税務総局公告2014年第11号発布、以下「管理弁法」という）に対して補足を行い、《〈増価税ゼロ税率適用課税サービスの税還付（免税）に関する管理弁法〉の補足公告》（以下、「公告」という）を発布した。その解説は以下の通りである。

一、《公告》発布の背景

財税〔2015〕118号では、2015年12月1日より、国内の組織あるいは個人が国外に対して行うラジオ・映画・テレビ番組（作品）の製作及び配給サービス、技術譲渡サービス、ソフトウェアサービス、回路設計・テストサービス、情報システムサービス、業務プロセス管理サービス、契約の目的物が国外にある契約エネルギー管理サービス、オフショアアウトソーシングサービス（以上を増価税ゼロ税率政策新規対象課税サービスといいます）は、増価税ゼロ税率政策を適用することを明確にしている。同政策を徹底するために、税還付（免税）方法を明らかにし、本《公告》を制定した。

二、《公告》の主要内容

- (一) 新たに増価税ゼロ税率政策の対象となった課税サービスの範囲を明らかにした。《営業税から増価税へテスト運用実施弁法》（財税〔2013〕106号）の付属書類《課税サービスの範囲注釈》及び《公告》の付属書類《オフショアアウトソーシングサービス》の適用範囲に準じる。
- (二) 新たに増価税ゼロ税率政策の対象となったサービスを提供するものは、還付（免税）を申告する

際に、規程にそって輸出還付（免税）の届出をする。

(三) 中国国外の組織に研究開発、設計サービス、又は増価税ゼロ税率政策の新規対象サービスを提供する場合、増価税ゼロ税率サービス提供者は還付（免税）を申告する際に、主管国税機関が要求する資料を提出する。具体的には以下の通りである。

1. 契約書

① 国外組織と契約した税還付（免税）申告する対象増価税ゼロ税率サービスの契約書を提出する

② 国外組織にソフトウェアサービス、回路設計・テストサービス、情報システムサービス、業務プロセス管理サービス、オフショアアウトソーシングサービスを提供する場合は、その契約書は商務部の「オフショアアウトソーシングサービス及びソフトウェア輸出管理システム」の審査を受けたものでなければならない。ラジオ・映画・テレビ番組（作品）の製作及び配給サービスの場合、その契約書は商務部の「文化貿易管理システム」の審査を受けたものでなければならない。

増価税ゼロ税率課税サービス提供者は申告の際に、上述の情報システムにおいて登録かつ審査を受けた証拠として書面証明を添付しなければならない。

2. 関連する各種証明

① 国外の組織に向けた映画・ドラマの製作サービスの場合、業界主管部門が発行する有効期限内の番組制作許可証明を提出する。国外の組織へ映画・ドラマの配給を提供するサービスは、業界主管部門が発行する有効期限内の著作権証明、放送許可証明を提出する。

② 国外の組織へ向けた研究開発サービス、設計サービス、技術譲渡サービスを提供するものは、増価税ゼロ税率課税サービスの《技術輸出契約登録証》及びそのデータテーブルを提出する。

3. 外国為替証書

① 増価税ゼロ税率課税サービスの国外契約者から取得した収入の入金証書を提出する

② 多国籍企業が外貨管理部門の許可のもと外貨資金の集中運営管理をする場合、もしくは中国人民銀行の許可のもと、クロスボーダーで人民元収取や支払を集中管理する場合、そのグループ企業は、許可された有効期限内に、銀行が多国籍企業の資金集中運営（受取及び支払）会社に発行した受取証明を持って税還付（免税）申請ができるが、受取証明の支払い企業が当該グループ企業と増価税ゼロ税率課税サービス契約を結んだ国外組織でなければならぬ。あるいは契約で定められた多国籍企業の国外グループ企業であり、受取企業あるいは入金指示書にある実際の受取人にグループ企業の名称を記載しなければならない。

(四) 主管国税機関の増価税ゼロ税率課税サービス税還付（免税）申請の審査基準を以下の通り明確にした。

1. 主管国税機関は、重点的に当該政策の適用範囲かどうか、契約者が国外企業かどうか、受け取り証明の支払企業等から増価税ゼロ税率課税サービスの税還付（免税）申請を審査する。課税サービスを仕入れ後に輸出した場合、仕入れ発票と増価税ゼロ税率課税サービスの一致性を

審査する。同時に、審査基準を明確化し、税務職員が円滑に手続きを進め、また、企業も基準を遵守できるようにする。

2. 主管国税機関の審査を経て、増価税ゼロ税率課税サービスの還付（免税）申請内容が規程に合致するものは、速やかに還付（免税）手続きを行う。規程に合致しないものは、手続きを行わず、関連規程にそって処理する。その他の審査上の疑問点はその時点で手続きを停止し、疑問点を解消したのちに処理を再開する。

(五) 増価税ゼロ税率課税サービスは、それぞれの税収政策を適用する期限と輸出貨物役務の期限を統一する。増価税ゼロ税率課税サービスの提供者が関連証明を取得した後、財務上売上を計上した翌月から翌年4月30日までに各増価税納税申告期限内に主管国税機関に税還付（免税）を申請する。税還付（免税）申請期限切れの場合、主管国税機関は受理を行わず、増価税ゼロ税率課税サービス提供者は規程にそって免税申請を行う。免税申請をしなかった場合は、増価税を納付しなければならない。

(六) 《管理弁法》において増価税課税サービスのゼロ税率不適用範囲を明確化にした。国内企業と個人が国内の税関特殊監督管理区域及び場所内の組織もしくは個人に提供する課税サービスは、増価税ゼロ税率課税サービスの範囲に属さない。

三、《公告》の執行期間

2015年12月1日より執行。増価税ゼロ税率課税サービスの提供者が増価税ゼロ税率課税サービスを提供し、財務上売上を計上した日からとする。

*本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が発布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団（以下、「CTAC」といいます。）が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング（以下、「ノベル」といいます。）が監修したもので、概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報を用いて行う一切の行為及びそれにより生じかかる損害にも何ら責任を負うものではありません。